

新年の目標



新年あけましておめでとうございます。
毎年、今年を目標を「健康」と言っているような気がしますが今年も同じです。代わり映えがありませんが、体が資本なので、それでよいのだと開き直すことにしました。

ところで、昨年末頃から妻がジョギングを始めましたので、今年のサブテーマは、できるだけ妻をジョギングに巻き込むことです。一緒に健康になろうと思います。

まずは、モチベーションをあげてもらうために、妻用のランニングシューズを買いに行きました。その効果があったのか、ジョギングの誘いに応じることが多くなったような気がします。

とにかく、ジョギングを辞めてしまわないように妻の気分を盛り上げていきたいと思っています。

形式答弁

訴訟提起されると、訴状の内容に対し、答弁書で主張反論をすることになります。

内容面に言及する時間的な余裕がない場合には、とりあえず、原告の請求の棄却を求めつつ、具体的な中身は「追って主張する」で済ませることもあります。

最近では、このような形式的な答弁書を提出すると、裁判所が第1回期日を取り消して、再調整後の期日において、具体的な中身を記載した準備書面を提出する運用に変わりつつあります。

特別受益

相続の話です。相続人が被相続人の生前に被相続人から贈与を受けていた場合、遺産分割の際にその贈与も考慮するという制度です。たとえば、新居を購入したときに父から1000万円を援助してもらったという場合、父が亡くなったときの遺産が2000万円だったとすると、遺産分割の対象となる財産は2000万円ではなく3000万円となります。これを法定相続分に従って分割するのです。このケースで相続人が子ども2人だとそれぞれ1500万円ずつになりますので、生前に1000万円もらっている相続人は、あと500万円もらうのみとなります。相続人が子ども3人だとそれぞれ1000万円ずつになりますので、生前に1000万円もらっている相続人は、残っている遺産からは何ももらえません。

生前贈与の事実が当事者間に争いがないものであれば問題ないですが、誰がどれだけ生前贈与を受けたかが明らかにならない場合には、その生前贈与はなかったという前提で分割協議をすることになりますので注意が必要です。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設